

# 第 1 回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成 22 年 2 月 5 日（金）・午後 1 時

開催場所 中間市役所別館 3 階・特別会議室

## 会議資料一式

## 自治会設置検討委員会 委員名簿

## ●委員(17名)

職	氏 名	備 考
中間市副市長	小 南 哲 雄	会 長
中間市町内会連合会会長代行	西 田 義 幸 (通谷二区町内会長)	副会長
中間市町内会連合会副会長	池 田 久 紀 (中牟田町内会長・同公民館長)	
中間市町内会連合会事務局長	古 川 実 (中鶴一区町内会長)	
中間市町内会連合会会計	力 丸 正 行 (川端町内会長・同公民館長)	
中間市公民館連絡協議会会長	仰 木 節 夫 (中町公民館長・同町内会長)	副会長
中間市公民館連絡協議会副会長	中 西 良 一 (唐戸公民館長・同町内会長)	
中間市公民館連絡協議会	依 藤 宏 治 (太賀一区公民館長)	
中間市公民館連絡協議会事務局長	山 下 徹 (通谷二区公民館長)	
中間市総務部長	中 野 諭	
中間市保健福祉部長	藤 井 紀 生	
中間市教育部長	中 村 信一郎	
中間市総務部総務課長	白 尾 啓 介	
中間市総務部経営企画課長	松 尾 壯 吾	
中間市保健福祉部介護保険課長	山 本 信 弘	
中間市教育委員会生涯学習課長	山 崎 淳 子	
中間市中央公民館長	梶 栗 繁 幸	

## ●事務局(5名)

職	氏 名	備 考
市民協働課長	村 上 羊 三	
市民協働課長補佐	米 村 潤 二	
市民協働課市民協働係長	村 上 智 裕	
市民協働課市民協働係	田 村 暢 康	
市民協働課地域安全係	山 本 幸 樹	

## 中間市自治会設置検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 協働型社会の実現のため、中間市における町内会・町内公民館組織の一元化を促進し、効率的運営が可能な権限と責任を備えた自治組織として再編することを目的に、「中間市市民協働のまちづくり基本方針」に基づき、中間市自治会設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 町内会・町内公民館の一元化の促進及び自治組織の再編に関する事項について協議し、必要な事項を提言する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員17人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 町内会連合会 4人
- (2) 公民館連絡協議会 4人
- (3) 副市長
- (4) 庁内検討委員 8人

3 検討委員会の委員の任期は、当該委嘱に係る協議が終了するときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 検討委員会の委員の報酬は、無報酬とし、また、会議に招集されたときの交通費等の費用弁償は、支給しないものとする。

## (会長及び副会長)

第4条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は町内会連合会から1人及び公民館連絡協議会から1人をもって充てる。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

3 会議を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

## (事務局)

第6条 この要綱に定める事務を処理するため、事務局を保健福祉部市民協働課に置く。

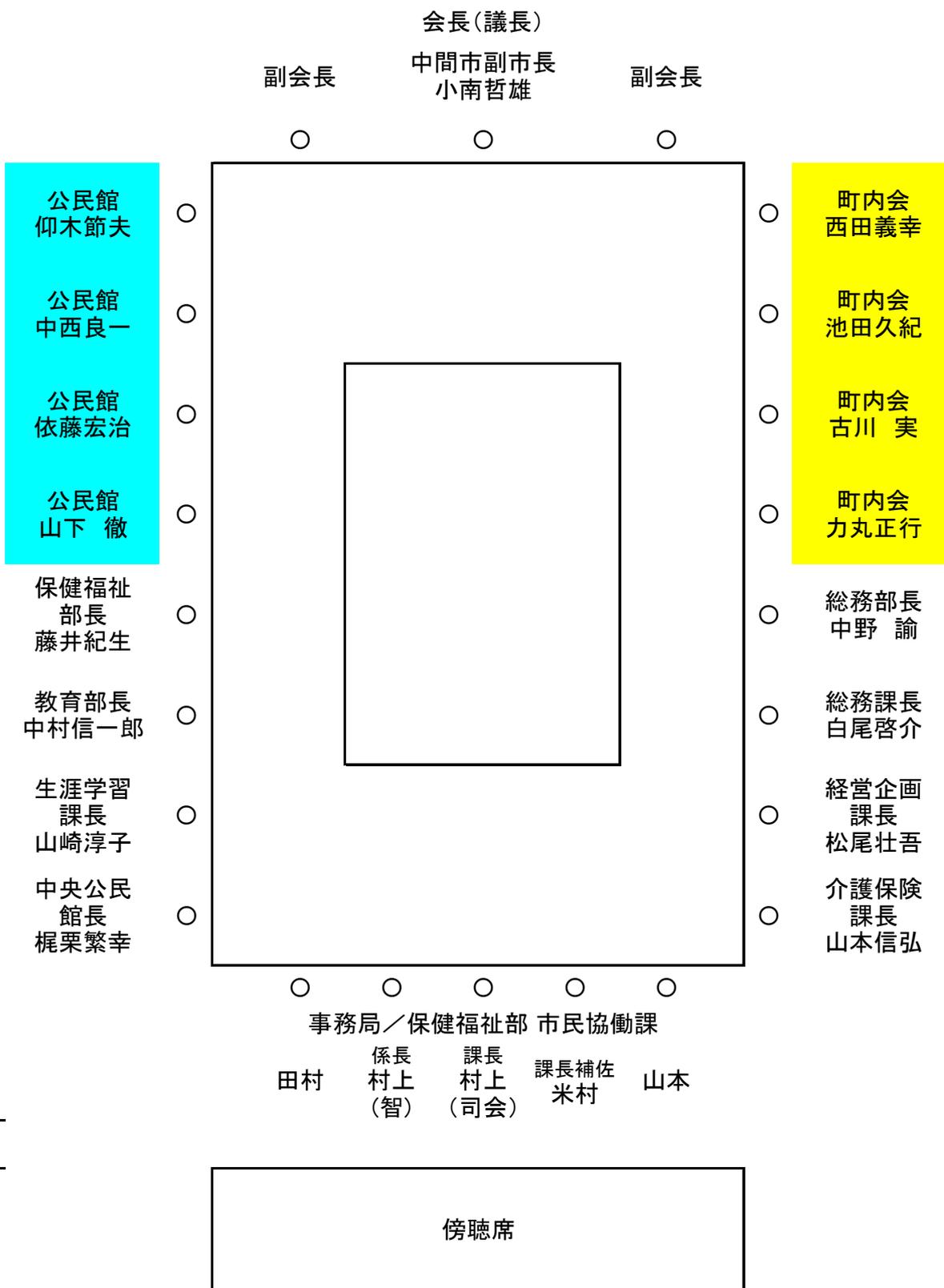
## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

## 中間市自治会設置検討委員会 席次図(議事進行)



## 第1回 中間市自治会設置検討委員会 検討議題

### 【議題1】自治組織の一元化の目的及び 今後の委員会の進め方について

#### (1) 自治組織の一元化の目的について

- ①住民自治推進のため、組織の強化・集中（予算・人員・情報伝達・行事等）を図る
- ②補助金一元化等による経費の効率化を実施する
- ③小学校区単位の「地域まちづくり協議会」の中心母体とする

#### (2) 今後の委員会の進め方について

##### 【第1回検討委員会】

- ①自治組織の一元化の目的及び今後の委員会の進め方について
- ②町内会・町内公民館組織の現状及び(仮称)自治会の事務局案について
- ③一元化後の組織の名称について

##### 【第2回検討委員会】

- ①一元化後の組織の体制・役員構成について

##### 【第3回検討委員会】

- ①補助金の見直しについて〔事務（役務）交付金、育成費、連絡協議会補助金の配分〕

##### 【第4回検討委員会】

- ①地域まちづくり協議会・モデル校区の選定

##### 【第5回検討委員会】

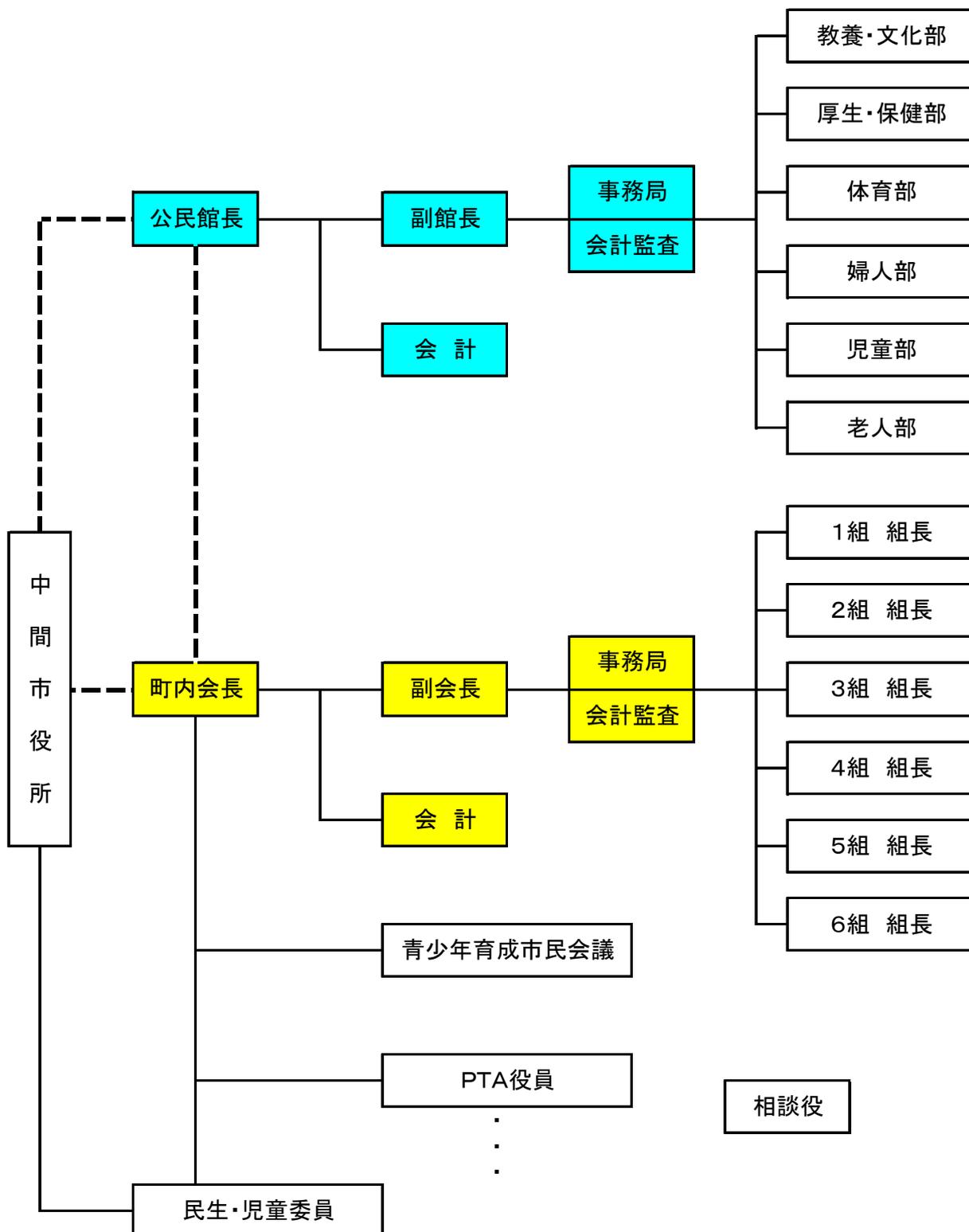
予 備 日

※各議題は複数回にわたって協議する場合があります。

### 【議題2】町内会・町内公民館組織の現状及び (仮称)自治会の事務局案について

### 【議題3】一元化後の組織の名称について

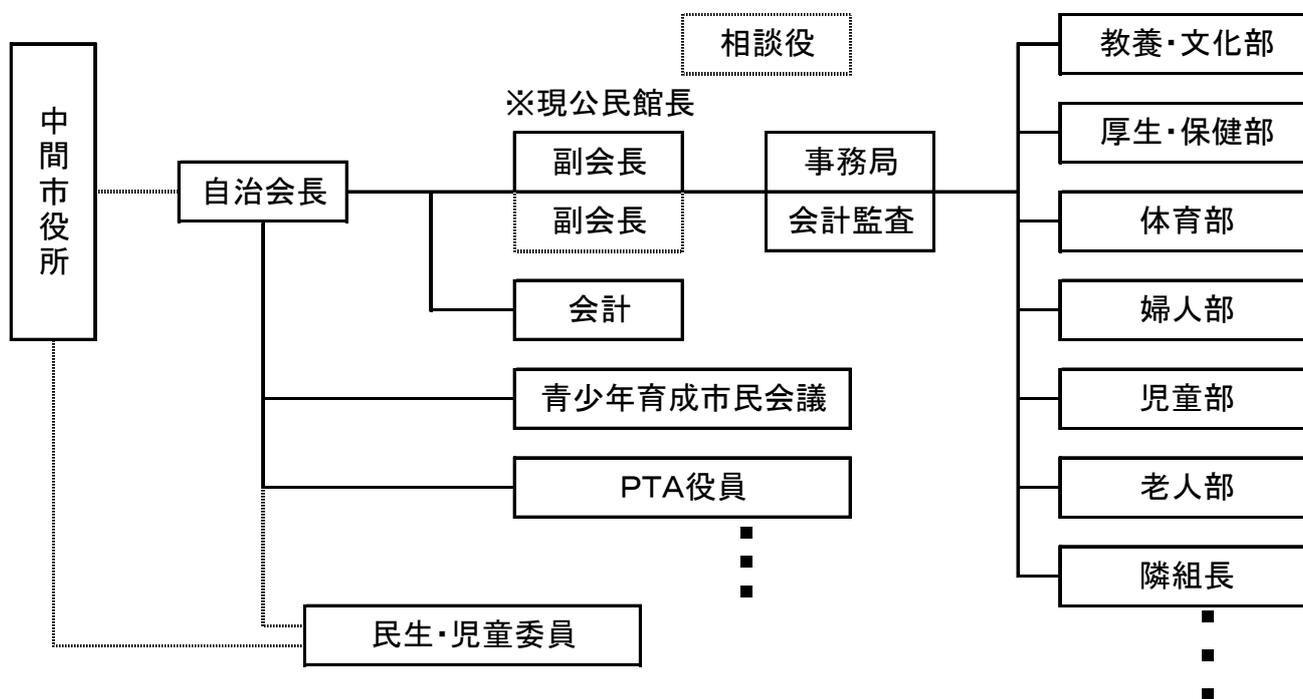
## 町内会・公民館組織図(代表事例)







## (仮称) 自治会の事務局案



## (1) 役員構成

- 自治会長 1 名（行政との連絡調整・情報交換）
- 副会長＝公民館長は少なくとも 1 名  
（副会長は自治会長と兼任しない。地域文化・福祉拠点として町内公民館の運営）

## (2) 新制度移行時期

町内会・公民館年次総会（平成 23 年 3 月）までに規約改正手続きが必要。

- ① 9 月（年度前半）までに新制度施行【行政側】
- ② 移行期間半年のうちに臨時総会か早期の年次総会（平成 23 年 3 月）で承認【自治会側】

※モデル地区（校区）設立も平成 23 年 4 月～24 年 3 月となります。

# 自治会設置検討委員会

## 開催予定

平成22年2月5日

### 1月

日	曜日	事項
1	金	元日
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	町内会役員会
6	水	市公連役員会・館長会
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	成人の日
12	火	●市公連委員推薦
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	町内会長会
26	火	●町内委員推薦
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

### 2月

日	曜日	事項
1	月	
2	火	町内会役員会
3	水	市公連役員会・館長会
4	木	
5	金	●第1回検討委員会
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	
11	木	建国記念の日
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	●第2回検討委員会 (本日調整)
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	●第3回検討委員会 (本日調整)
26	金	
27	土	
28	日	

### 3月

日	曜日	事項
1	月	3月議会初日
2	火	町内会役員会
3	水	市公連役員会・館長会
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	●第4回検討委員会【休議】 (調整中)
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	●第5回検討委員会【予備】 (調整中)
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	春分の日
22	月	振替休日
23	火	町内会長会
24	水	
25	木	
26	金	3月議会最終日
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	

### 4月

日	曜日	事項
1	木	
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	町内会役員会(予定)
7	水	市公連館長会総会(予定)
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	町内会連合会総会(予定)
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	昭和の日
30	金	

●開催日時 2月5日(第1回)のみ、午後1時開催。以降は午後1時30分の開催を予定しています。  
 ●開催場所 いすね、市役所別館3階・特別会議室 (変更となった際は別途連絡・調整いたします)